

10月中旬から国民の皆様一人ひとりに12桁のマイナンバー(個人番号)が通知されます

# マイナンバーは一生使うものです 大切にしてください



## 市区町村から住民票の住所に通知カードが送付されます

通知カードを受け取られた方は、同封された申請書を郵送すること等により、平成28年1月から市区町村の窓口で「個人番号カード」の交付を受けることができます。

## 平成28年1月から、マイナンバーは社会保障、税、災害対策の行政手続で利用します

年金、雇用保険、医療保険の手続、生活保護や福祉の給付、確定申告などの税の手続など、法律で定められた事務に限って、マイナンバーが利用されます。また、民間事業者でも社会保障・源泉徴収事務などで法律で定められた範囲に限り、マイナンバーを取り扱います。

## 法律で定められた目的以外でマイナンバーを利用したり他人に提供したりすることはできません

他人のマイナンバーを不正に入手したり、正当な理由なく提供したりすると、処罰されることがあります。マイナンバーと結びついた個人情報を保護するため、様々な対策を講じます。

## マイナンバー(個人番号)から芋づる式に個人情報が抜き出せない仕組みとなっています

マイナンバー制度では個人情報は一元管理されず、複数の機関間における情報連携には個人番号を使用しないため、個人情報が同じところで管理されることはありません。例えば、国税に関する情報は税務署に、児童手当や生活保護に関する情報は市役所に、年金に関する情報は年金事務所に等、これまでどおり情報は分散して管理されます。また、役所間で情報をやり取りする情報連携の際には、マイナンバーではなく役所ごとに異なるコードを用いますので、例え1カ所での漏えいがあったとしても個人情報が芋づる式に抜き出せない仕組みとなっています。

### マイナンバー制度の流れ

平成28年1月～

- ▶ 社会保障・税・災害対策の手続きでマイナンバーの利用が開始
- ▶ 申請者に個人番号カードを交付

平成29年1月～

- ▶ 国の行政機関の間で情報連携を開始

平成29年7月～

- ▶ 地方公共団体等も含めた情報連携を開始



※マイナンバー制度・法人番号の詳細については、内閣官房ホームページのマイナンバー社会保障・税番号制度 (<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>) をご覧ください。

#### 《問合せ先個別事項》

■ **マイナンバー制度・法人番号に関する問合せ**  
マイナンバーコールセンター：午前9時30分～  
☎0570-20-0178(外国語☎0570-20-0291)

■ **通知カード・個人番号カードに関する問合せ**  
個人番号カードコールセンター：午前8時30分～  
☎0570-783-578(不通時☎050-3818-1250)

#### 《問合せ先共通事項》

- ・平日の受付終了時間は午後10時まで
- ・土日祝日の受付終了時間は午後5時30分まで
- ・受付は年末年始を除く
- ・平成28年4月以降の受付は平日午後5時30分まで

### マイナンバー(個人番号)の記載のある 住民票個人票の誤交付について(お詫び)

村では、10月5日(月)から13日(火)正午頃にかけて、誤って個人番号が記載された住民票個人票を28名の方に交付した事実を確認しました。

対象者の皆さまには同意をいただいたうえで住民票個人票を回収し、差し替えさせていただきました。ご迷惑、ご心配をおかけした関係者の皆さま、そして村民の皆さまにお詫び申し上げます。

今後は、システム受託業者との確認体制を確立するとともに、事務手続きの確認作業を徹底し、再発防止に努めてまいります。

■ **問合せ** 役場住民課☎885-0340(内)124・128